(別冊)

森町太陽光発電設備の適正導入に向けた ガイドライン

関係法令等・窓口一覧表

静岡県周智郡森町

(令和6年度版)

					相談窓口
No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	提出先
1	建築基準法	架台下の空間を居 住、執務、物品の保 管等の屋内的用途に 供するものは、建築 物に破離認申請等の表 が発電とが電とが が発電となるのよ と、発電となるので、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	申請	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075)	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075) ※提出先は森町定住推進課 住まい支援係 (0538-85-6321)
2	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区 域内で、宅地造成工事を施行しようとする ときは、事前に県知事 の許可を受けなけれ ばならない。この法律 が適用されるのは、 宅地以外の土地を宅 地にする場合、又は 宅地において行う土 地の形質の変更(宅 地を宅地以外の土地 にするものを除く。)が 生じる場合。	許可	くらし・環境部 建築安全推進課 (054-221-3292)	くらし・環境部 建築安全推進課 (054-221-3292) ※森町は該当しない

		「団も八里・「ワウッ			
		「国立公園」「国定公園」「国定公園」 園」については、公園			
		計画に基づき特別地			
		域と普通地域に分類			
		指定されている。			
		①特別地域:工作物			
		の新・増・改築、木竹			
		の伐採、土地の形状			
		変更、鉄塔の色彩変			
		更などの行為は、環			
		 境大臣又は都道府県			
		│ │知事の許可を要す。			
		 ②普通地域:高さ13			
		m又は延べ床面積			
		1,000 ㎡を超える建築	v (+ -+		45m.i.t.t.
		物の新・増・改築、土	事前協議	くらし・環境部	くらし・環境部
3	自然公園法	地の形状変更等を行	①申請、許	自然保護課	自然保護課
		う場合は都道府県知	可	(054-221-2545)	(054-221-2545)
		事に届出を要す。	②届出		※森町は該当しない
		なお、特別地域内に			
		おいて、1ha 以上の			
		面的広がりを持つ開			
		発行為、その他周辺			
		の風致又は景観に著			
		しい影響を及ぼすお			
		それの有無を確認す			
		る必要がある行為に			
		ついては、事前の環			
		境影響調査を要す。			
		※県 HP 内自然保護			
		課のページで、規制			
		のかかる地域が分か			
		る地図を閲覧可能。			
		「県立自然公園」につ			
		いては、公園計画に			/>. =m:±±-
	*****	基づき特別地域と普	事前協議	くらし・環境部	くらし・環境部
4	静岡県立自	通地域に分類指定さ	申請、許	自然保護課	自然保護課
	然公園条例	れている。	可	(054-221-2545)	(054-221-2545)
		①特別地域:工作物	②届出		※森町は該当しない
		の新・増・改築、木竹の米は			
		の伐採、土地の形状			

			T		<u></u>
		変更、鉄塔の色彩変			
		更などの行為は、県			
		知事又は市町長の許			
		可を要す。			
		②普通地域:建物高さ			
		13m又は延べ床面積			
		1,000 ㎡、鉄塔高さ30			
		mを超える工作物の			
		新・増・改築、土地の			
		形状変更等を行う場			
		合は、市町長に届出			
		を要す。			
		なお、特別地域内に			
		おいて、1ha 以上の			
		面的広がりを持つ開			
		発行為、その他周辺			
		の風致又は景観に著			
		しい影響を及ぼすお			
		それの有無を確認す			
		る必要がある行為に			
		ついては、事前の環			
		境影響調査を要す。			
		* 県 HP 内自然保護			
		課のページで、規制			
		のかかる地域が分か			
		る地図を閲覧可能			
		「自然環境保全地域」			
		については、保全計			
		画に基づき特別地			
		区、普通地区に分類			
		指定されている。			
		①特別地区:工作物	車₩₩≇		ノこし T四+立 ☆7
	静岡県自然	の新・増・改築、木竹	事前協議	くらし・環境部	くらし・環境部
5	環境保全条	の伐採、土地の形状	①申請、許	自然保護課	自然保護課
	例	変更などの行為は、	可	(054-221-3498)	(054-221-3498)
		県知事の許可を要	②届出		※森町は該当しない
		す。			
		②普通地区:高さ13			
		m又は延べ床面積			
		1,000 ㎡を超える建築			
		物の新・増・改築、土			
		i	•		

		地の形状変更等を行			
		う場合は、県知事に			
		届出を要す。			
		なお、国指定の原生			
		自然環境保全地域及			
		び自然環境保全地域			
		並びに自然公園区			
		域、その他の法令で			
		定める区域以外の区			
		域において、土地の			
		形質変更を伴う行為			
		で自然環境の保全に			
		著しい支障を及ぼす			
		おそれがあると知事			
		が認める行為等につ			
		いては、自然環境の			
		保全のために必要な			
		事項を内容とする協			
		定締結を求める場合			
		がある。			
		* 県 HP 内自然保護			
		課のページで、規制			
		のかかる地域が分か			
		る地図を閲覧可能。			
		鳥獣保護区特別保護			
		地区内における、建			
		築物その他の工作物			
	鳥獣の保護	の新・改・増築、水面			
	及び管理並	の埋立て又は干拓、		くらし・環境部	くらし・環境部
6	びに狩猟の	木竹の伐採などの行	許可	自然保護課	自然保護課
	適正化に関	為は県知事の許可を		(054-221-3332)	(054-221-3332)
	する法律	要す。			
		*県 HP 内自然保護			
		課のページで、規制			
		のかかる地域が分かる地域が分かる地域を開覧可能			
		る地図を閲覧可能。			

		十四 小 ※ 声 = 1. 世 。 = 1			
		太陽光発電設備の設			
		置に伴って生じた産			
		業廃棄物を排出事業			
		者が事業用地外(300			
		㎡以上である場合)で			
		自ら保管する場合に			
		は保管場所の県知事			
	廃棄物の処	又は政令市長への届		くらし・環境部	静岡県
7	理及び清掃	出が必要となる(法第	届出	廃棄物リサイクル課	西部健康福祉センター
	に関する法	12 条第3項)。	ЖШ	(054-221-2424)	環境課
	律	法第 15 条の 17 によ		(034 221 2424)	(0538-37-2248)
		り指定区域に指定さ			
		れている土地の形質			
		の変更をしようとする			
		者は、行為に着手す			
		る30日前までに届出			
		が必要となる(法第 15			
		条の 19)。			
		環境影響評価の対象			
		となるものは以下のと			
		おり。			
		〇第1種事業(環境影			
		響評価必須)			
		敷地面積 50ha 以上			
		又は森林を伐採する			
		 区域の面積 20ha 以			
		上			
	静岡県環境	│ │○第2種事業(環境影		くらし・環境部	くらし・環境部
8	影響評価条	響評価の必要性を個	環境影響	生活環境課	生活環境課
	例	別判断)	評価手続	(054-221-2255)	(054-221-2255)
	,,,	数地面積 20ha 以上		(001 ==1 ==00,	(00 / 11 / 1200)
		50ha 未満。ただし、特			
		定地域内(鳥獣保護			
		地域(特別保護区)又			
		は国立・国定公園、県			
		立自然公園及び自然			
		環境保全地域の特別			
		域域体型地域の特別 地域等)は敷地面積5			
		ha 以上			
		III NT			

	<u> </u>				
		土地の形質の変更			
		(掘削及び盛土)部分			
		の合計面積が 3,000			
		m ³ 以上の場合、工事			
		着手30日前までに届			
		出が必要となる。ただ			
		し、以下の3点全てに			
		該当する場合は届出			
		する必要はない。			
		①土壌を敷地外に搬			
		出しない。			
		②土壌の飛散や流出			静岡県
	上 生壌汚染対	が伴わない。		くらし・環境部	西部健康福祉センター
9	工場/7米/7 策法	③掘削部分の最も深	届出	生活環境課	環境課
	ж.Д	いところが 50cm 未満		(054-221-2253)	(0538-37-2250)
		である。			(0538-37-2250)
		「形質変更時要届出			
		区域」において、土地			
		の形質の変更を実施			
		する場合、工事着手			
		14 日前までに届出が			
		必要となる。「要措置			
		区域」において、土地			
		の形質の変更を実施			
		する場合、事前に県			
		知事等による確認を			
		受けること。			
		売電を目的としたメガ			
		ソーラー等の太陽光			
		発電施設は工場立地			
		法第6条に規定する			
		届出の対象外。			経済産業部
		ただし、工場立地法の			企業立地推進課
		届出に該当する特定		経済産業部	(054-221-3262)
10	工場立地法	工場において、敷地	届出	企業立地推進課	※提出先は森町産業課
		内に太陽光発電施設		(054-221-3262)	商工観光係
		を設置する場合は、			(0538-85-6319)
		 従来通り工場立地法			
		第8条の変更の届出			
		をしなければならな			
		い。			
	L	1	l .		<u> </u>

		太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用(農地を農地でなくすこと)などの規制がある。			
11	農地法	・・地制と目は制農すよ要団つ転いは①を員す②用電閉地 許とよる①専②の分を限地で転り、おいては認め、不化じ場気はのに転 権農の 超以別所す を利行 転 農 受 た な 原 らのと 域 農 て おの 及 の 合 よ 法るし、地農なの ま て がの 及 の 合 よ は 下 を 自 で な の ま で は で な の ま で は で は で な の な の 業 転 送 施 び 敷 の 合 よ は 下 の な の ま で は で は で な の な の 業 転 送 施 び 敷 の 合 よ は 下 の な の ま で は で に 必 集 に 地 な 合 。 地 多 用 面 と に の ま で に 必 集 に 地 な ら の と 域 農 な の ら に 必 集 に 地 な ら の と 域 農 な の ら に か 年 で ら に か 集 で が の 及 の ら に か 年 で ら に か 集 で が の 及 の ら に か ま に か ま で が の 及 の ら に か ま に か ま で が の な の き に か ま で が の な の き に か ま で が の な の き に か ま で が の な の き に か ま で が の な の き に か ま で が の な の き に か ま で が の な の き に か ら に か ま で が の な の き に か ら	許可	経済産業部 農地利用課 (054-221-2637)	森町産業課 農政係 (0538-85-6315)
		農林事務所処理)又 は権限移譲市			

		原則として、農用地区			
		域内において農業以			
		外の行為はできない。			
		農用地区域内におい			
	農業振興地	て農業以外の利用を	町:		
	域の整備に	行う場合は農用地区	計画変更	経済産業部	森町産業課
12	関する法律	域からの除外が必要		農地利用課	農政係
	(農振法)	であり、農用地区域外	県:	(054-221-2637)	(0538-85-6315)
	(辰恢法)	において設置が不可	同意		
		能である場合など法			
		令上の要件を満たす			
		場合のみ除外が可能			
		となる。			
	± 11 51	1ha を超える森林にお			
	森林法	いて開発行為をしよう			1 \+ dt 11 + 76 -e
	(第 10 条の	 とする者は、知事(権	<u></u> _	経済産業部	中遠農林事務所
13	2) 開発行為の 許可	 限移譲市においては	許可	森林保全課	治山課
		 市長)の許可を受けな		(054-221-2643)	(0538-37-2303)
		ければならない。			
	 森林法(第	新たに森林の土地の			
	10条の7の	 所有者となった者は、			
	2)	 市町長にその旨を届		 経済産業部	森町産業課
14	森林の土地	 け出なければならな	届出	 森林計画課	林政係
	の所有者とな	い。		(054-221-2668)	(0538-85-6317)
	った旨の届			,	, ,
	出等				
		 1ha 以下の森林の立			
		木を伐採する場合に			
	森林法	は、町長に届出書を			
	(第 10 条の	提出しなければならな		 経済産業部	森町産業課
15	8)	い。伐採後の跡地を	届出	森林計画課	林政係
	伐採及び伐	森林以外に転用する	,,,,,,,,,	(054-221-2668)	(0538-85-6317)
	採後の造林	場合は、「伐採調書		(001 221 2000)	(3333 30 3017)
	の届出	(小規模林地開発)」			
		(小焼候杯地囲光/) を添付する。			
		てがリソる。			

16	森林法保安林における制限	保安林の解除は、原則としてできない。 (詳細な説明を受けたい場合は、該当する市町を所管する農林事務所に問い合わせること。)	解除処分	経済産業部 森林保全課 (054-221-2655)	中遠農林事務所 治山課 (0538-37-2303)
17	道路法	事業用の正はない。 当時の はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	許可等	交通基盤部 道路保全課 (054-221-3488)	【県道】 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 【町道】 森町建設課 管理係 (0538-85-6325)

		<u> </u>			
		砂防指定地内におい			
		て、次に掲げる行為を			
		しようとする場合は知			
		事の許可が必要であ			
		る。			
		①施設又は工作物の			
		新築・改築・移転又は			
		除却			
		②竹木の伐採又は滑			
		り降ろし若しくは地引			
		きによる運搬			
		③土地の掘削・開墾・		交通基盤部	袋井土木事務所
18	砂防法	盛土・その他の土地	許可	道路保全課	維持管理課
		の形状を変更する行		(054-221-3488)	(0538-42-3215)
		為			
		④土砂又は砂れきの			
		採取、集積又は投棄			
		⑤鉱物の採掘、集積			
		又は投棄			
		⑥芝草の掘取り			
		⑦火入れ			
		※砂防指定地につい			
		ては、県ホームページ			
		内の土砂災害警戒情			
		報マップで確認可能。			
		地すべり防止区域内			
		において、次に掲げる			
		行為をしようとする場			
		合は県知事の許可が			
		必要となる。			
	地すべり等	①地下水を誘致し、又		交通基盤部	袋井土木事務所
19	地 9 へり等 防止法	は停滞させる行為で	許可	河川砂防管理課	維持管理課
	197 11 /12	地下水を増加させるも		(054-221-3034)	(0538-42-3215)
		の、地下水の排水施			
		設の機能を阻害する			
		行為その他地下水の			
		排除を阻害する行為			
		(政令で定める軽微な			

		行為を除く。)			
		②地表水を放流し、又			
		は停滞させる行為そ			
		の他地表水のしん透			
		を助長する行為(政令			
		で定める軽微な行為			
		を除く。)			
		③のり切又は切土で			
		政令で定めるもの			
		④ため池、用排水路			
		その他の地すべり防			
		止施設以外の施設又			
		は工作物で政令で定			
		めるものの新築又は			
		改良			
		⑤その他、地すべり			
		の防止を阻害し、又は			
		地すべりを助長し、若			
		しくは誘発する行為で			
		政令で定めるもの			
		※地すべり防止区域			
		については、県ホーム			
		ページ内の土砂災害			
		警戒情報マップで確			
		認可能			
		急傾斜地崩壊危険区			
		域内において、次に			
		掲げる行為をしようと			
		する場合は知事の許			
	急傾斜地の	可が必要となる。		☆ `≥ 甘 舩 如	优井工士市农司
00	崩壊による災	①水を放流し、又は停	= h=T	交通基盤部	袋井土木事務所
20	害防止に関	滞させる行為その他	許可	河川砂防管理課	維持管理課
	する法律	水のしん透を助長す		(054-221-3034)	(0538-42-3215)
		る行為			
		②ため池、用水路そ			
		の他の急傾斜地崩壊			
		防止施設以外の施			

		設又は工作物の設置			
		又は改造			
		③のり切、切土、掘削			
		又は盛土			
		④立木竹の伐採			
		⑤木竹の滑下又は地			
		引による搬出			
		⑥土石の採取又は集			
		積			
		⑦その他、急傾斜地			
		の崩壊を助長し、又は			
		誘発するおそれのあ			
		る行為で政令で定め			
		るもの			
		※急傾斜地崩壊危険			
		区域については、県			
		ホームページ内の土			
		砂災害警戒情報マッ			
		プで確認可能。			
		津波防災地域づくりに			
		関する法律第8条に			
		基づく津波浸水想定			
	津波防災地	の区域等津波により			危機管理部
	域づくりに関	浸水が想定される区		危機管理部	危機政策課
21	する法律(津	域では、津波浸水に	_	危機政策課	(054-221-2456)
21	波により浸水	伴う火災や感電事故		(054-221-2456)	※森町には津波による浸水
	が想定される	及び津波漂流物によ		(004 221 2400)	が想定される区域がない
	区域)	る被害を避けるため、			10 応えて10のに2010 1000
		事業用太陽光発電設			
		備の設置には、検討			
		が必要である。			

23	河川法	河川区域内で土地を占用(第24条)、工作物の新築・改築・改項)、土地の形で、登事の掘り、土地の形で、登事を開い、土地の形で、第26条第1項)が、第26条第1項)が、第4条を理者のは、第4条を理者のは、第4条を理者のは、第4条を理者のは、第4条を理者のは、工作物の新いの、工作物の新いる。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)
24	海岸法	海岸保全区域内又は 一般公共海岸区域内 で工作物を設置して 土地の占用(第7 条)、土地の掘削、盛 土・切土等の一定の 行為(第8条)をする 場合には海岸管理者 の許可が必要となる。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) ※森町は該当しない
25	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が 発生した場合に、住 民等の生命又は身体 に危害が生ずるおそ れがあり、土砂災害を 防止するために警戒 避難体制を特に整備 すべき区域であり、他 のエリアに比べて災 害発生により地域住 民の財産・生命等を 脅かすリスクが高い。	_	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) ※森町は該当しない

26	港湾法	県知事が指定した港 湾区域内で土地を占 用又は港湾隣接地域 内で一定の工事(構 築物の建設)を行う場 合には県知事の許可 が必要となる(37 条)。	許可	交通基盤部 港湾企画課 (054-221-3682)	交通基盤部 港湾企画課 (054-221-3682) ※森町は該当しない
27	国土利用計画法	一売とは日用の土必て含知にら届買化上非区上が約土換設使金れば地定買は契土的設売な約で又けいがの域市引が都のあ売地、定用・ないとのを得契、手等等類結週政なの域街き5,000を売りでを借金があり、では、ののとのがでは、一次のでは、一次のがでは、一次のがでは、一次のがでは、一次のがでは、一次のがでは、一次のがでは、一次のののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次のののののののでは、一次のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-3371)	森町政策企画課 政策企画係 (0538-85-6305)

					Ι
		約である場合)の設			
		定・譲渡は含まない。			
		届出を受けた知事又			
		は市町長は、利用目			
		的について審査を行			
		い、メガソーラーの建			
		設が、土地利用基本			
		計画などの公表され			
		た土地利用に関する			
		計画に適合しない場			
		合は、利用目的の変			
		更を勧告することがあ			
		る。また、適正かつ合			
		理的な土地利用を図			
		るために必要な助言			
		をすることがある。			
		開発行為、すなわち			
		主として建築物の建			
		築の用に供する目的			
		で土地の区画形質の			
		変更を行う場合には、			
		都市計画法に規定さ			
		れている適用除外の			
		場合を除き、あらかじ		交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	森町建設課 都市計画係 (0538-85-6322)
		め開発許可を受けな			
		ければならない。			
28	都市計画法	また、市街化調整区	許可		
20	aruan 뗍쓰	域において建築物の	נייום		
		新築、改築若しくは用			
		途変更等を行う場合			
		についても原則許可			
		を受けなければならな			
		い。			
		太陽光発電設備につ			
		いては、原則建築物			
		に該当しないことか			
		ら、その設置は開発			
		行為に該当せず、開			

29	静岡県土採取等規制条例	発許可は不要である。 なお、太陽光発電設備が建築物に該当するかでのでは、 建築すること。 土の採取等(切土その他の土地の掘削、 埋土又は盛土)に伴う 災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、 土の採取等を行おうとする者は、静岡県土 採取等規制条例及び	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	【2ha 以上】 交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223) 【1ha 以上 2ha 未満】 袋井土木事務所 維持管理課
	1911	同規則に規定する適 用除外の場合を除 き、あらかじめ土の採 取等の計画について 届出をしなければなら ない。		(054-221-2223)	維持管理課(0538-42-3215) •1ha 未満 森町建設課都市計画係(0538-85-6322)
30	景観法	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。	届出等	交通基盤部 景観まちづくり課 (054-221-3702)	森町建設課 都市計画係 (0538-85-6322)
31	都市計画法(風致地区)	風致地区内において 次に掲げる行為を行 おうとする者は区域所 管の市町長に許可を 受けなければならな い(適用除外あり)。 ①建築物等の新築・ 改築・増築又は移転 ②宅地の造成等 ③木竹の伐採	許可	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494)	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494) ※森町は該当しない

32	都市緑化法(特別緑地保全地区)	④⑤干⑥変⑦廃の特に行はにばあ①物増②の取他更③④干⑤の畑、大拓建更屋乗堆別お為区許なり建の築宅開鉱土が田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	許可	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494)	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494) ※森町は該当しない
33	文化財保護 法 静岡県文化 財保護条例 森町文化財 保護条例	古墳・城跡等の遺跡、 庭園・海浜等の名勝 地、動物・植物・地質 鉱物等で歴史的・学 術的に価値が高い法 は各地方公共団体の 条例に記念物にはなれている。 やむより、といるを得ず建築・土 木工事等により現状	許可	スポーツ·文化観光 部文化局 文化財課 (054-221-3183)	森町教育委員会 社会教育課文化振興係 (0538-85-1114)

	T	<u></u>			
		を変更する場合又は			
		その保存に影響を及			
		ぼす行為をしようとす			
		る場合は、事前に文			
		化庁長官、県知事又			
		は町教育委員会への			
		許可申請が必要であ			
		る。			
		工事内容や場所によ			
		り許可されない場合			
		があるので、計画段			
		階で事業予定地の町			
		文化財所管課等への			
		確認をすること。			
		埋蔵文化財とは、地			
		中に埋もれている文			
		化財のことであり、そ			
	-t- //. D-t //D =##	れを包蔵している土			
		地のことを埋蔵文化			森町教育委員会
		財包蔵地(遺跡) と呼		スポーツ・文化観光	
		んでいる。文化財保			
		護法では周知の埋蔵			
		文化財包蔵地の範囲			
		内で建築・土木工事			
		等を行う場合の事前			
		届出等の手続及びエ			
34	文化財保護	事中に遺跡を発見し	届出	部文化局	社会教育課文化振興係
	法	た場合の届出等の手		文化財課	(0538-85-1114)
		続を定めている。		(054-221-3156)	
		周知の埋蔵文化財			
		包蔵地の状況及びエ			
		事内容によっては、記			
		録保存のための本発			
		掘調査が必要となる			
		場合があるので、エ			
		事計画段階から事業			
		予定地の市町の文化			
		財所管課に情報提供			
		すること。			
		1			

35	森町土地利 用事業の適 正化に関す る指導要綱	町内の一定規模以上 の土地の利用にあた って、施行区域及びそ の周辺の地域におけ る災害を防止するとと もに、良好な自然及び 生活環境の確保を図 り、町の均衡ある発展 に資することを目的と し、該当事業の場合 は申請すること。	承認	_	森町建設課 都市計画係 (0538-85-6322)
----	----------------------------------	---	----	---	----------------------------------